

北秋田市地域循環型社会形成推進地域計画

【第 4 期】

北秋田市

令和 6 年 1 1 月 2 6 日

第 1 回変更 令和 8 年 4 月 1 日

目 次

1. 計画の基本的な事項	1
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標（生活排水の処理）	2
3. 目標達成に向けた施策（生活排水の処理）	3
4. 関連するその他の施策	5
5. 計画のフォローアップと事後評価	6
総括表（交付期間における各交付対象事業の概算事業費）	7
生活排水の処理の実績と予測	8
 【添付資料】	
別添資料① 対象地域図	10
別添資料② 地域内の施設の現況と予定（位置図）	11
別添資料③ 現有及び新設予定の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ	14
別添資料④ 国土強靱化計画	15

北秋田市地域循環型社会形成推進地域計画

作成日	令和6年11月27日
-----	------------

変更日	令和8年4月1日
-----	----------

1 計画の基本的な事項

(1) 基礎情報

ア. 対象地域

構成市町村等（作成者）名	北秋田市						
地域内総人口（人）	28, 246人（令和6年3月31日現在）						
地域総面積（km ² ）	1, 152. 76km ² （令和5年7月1日現在）						
地域の要件	面積	豪雪	山村	過疎			
離島、豪雪、山村、半島、 過疎地域に該当がある市町 村名	北秋田市（全部豪雪、一部山村、全部過疎）						
地域の要件がその他の場合 は 具体的に記載							
構成市町村に一部事務組合等が含まれている場合、当該組合の状況							
組合名称 （設立（予定）年月日）							
組合を構成する市町村							
組合設立に関する、 今後の見通し							

イ. 計画期間

開始年月日	2025年4月1日
終了年月日	2030年3月31日
計画期間※	5年

※目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標（生活排水の処理）

（１）生活排水の処理に関する現状と目標（全域）

生活排水の処理については、表１に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表１ 生活排水処理に関する現状と目標		現状：令和5年度		目標：令和12年度	
		人口	構成比	人口	構成比
処理形態別人口	公共下水道（人）	11,924	42.2%	15,813	65.2%
	農業集落排水施設等（人）	3,919	13.9%	1,616	6.7%
	合併処理浄化槽等（人）	3,693	13.1%	3,749	15.5%
	小計：汚水衛生処理人口（人）	19,536	69.2%	21,178	87.3%
	単独処理浄化槽（人）	859	3.0%	353	1.5%
	非水洗化人口（人）	7,851	27.8%	2,731	11.3%
	小計：未処理人口（人）	8,710	30.8%	3,084	12.7%
	合計：総人口（人）	28,246	100.0%	24,262	100.0%
し尿・汚泥の量	汲取りし尿量（キロリットル）	7,008		2,442	
	浄化槽汚泥量（キロリットル）	5,957		3,965	
	合計（キロリットル）	12,966		6,407	

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

--

3 目標達成に向けた施策（生活排水の処理）

（１）処理体制

ア 生活排水処理の現状と今後
本市の生活排水処理率は令和5年度では69.2%であるが、令和4年度の生活排水処理率の平均値（全国：89.1%、秋田県78.3%）と比較すると低い水準となっており、生活排水処理率の向上が課題となっている。 また、生活排水処理率の内訳をみると、公共下水道が42.2%、農業集落排水施設が13.9%、合併処理浄化槽が13.1%となっており、今後、生活排水処理率を向上させるためには、生活排水処理施設の整備と接続促進を図り、適正に処理できる処理体制を確保することが必要である。 (1)公共下水道の整備及び接続促進 本市の公共下水道整備率は約60%に留まっている。引き続き、公共下水道の整備が有効であると判断される区域においては、コスト縮減を図りながら、早期整備を進めていく必要がある。 下水道整備区域の住民に対して、下水道整備の目的や効果等を説明し、公共下水道への早期接続替えを促すことで、水洗化率（接続率）の向上を図る必要がある。 (2)合併処理浄化槽の整備促進 公共下水道事業計画区域以外では、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及びくみ取りし尿で処理しているが、生活雑排水を処理できない単独処理浄化槽及びくみ取りし尿の世帯に対して、合併処理浄化槽の設置の転換を推進していく必要がある。

（２）合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表6のとおり行う。

表6 浄化槽事業等のための整備事業※ 計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付

事業番号	1				
事業主体	北秋田市	北秋田市	北秋田市		
事業名称	浄化槽設置整備事業	公共浄化槽等整備推進事業	その他（地方単独事業等）		
現有設備の内容					
直近の整備済み基数（基） （令和5年度）	720基	200基	40基		
処理人口（人）	2,171人	420人	586人		
整備計画					
整備計画基数（基）	100基	—	—		
整備計画人口（人）	260人	—	—		
事業期間	R7-R11	—	—		
国土強靱化計画への記載 （計画の名称）	北秋田市国土強靱化地域計画	—	—		
備考					

4 関連するその他の施策

(1) 地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく

ア 生活排水対策
(1)生活排水対策 家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、啓発活動の強化を図る。 ・広報活動の実施。 ・廃油ポット、三角コーナネット、拭取紙等の排出抑制用品の普及。 ・無リン洗剤、せっけんの使用 ・市の広報及びホームページ等を通じた啓発活動の推進 (2)処理施設の整備 合併処理浄化槽の整備

5 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、秋田県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

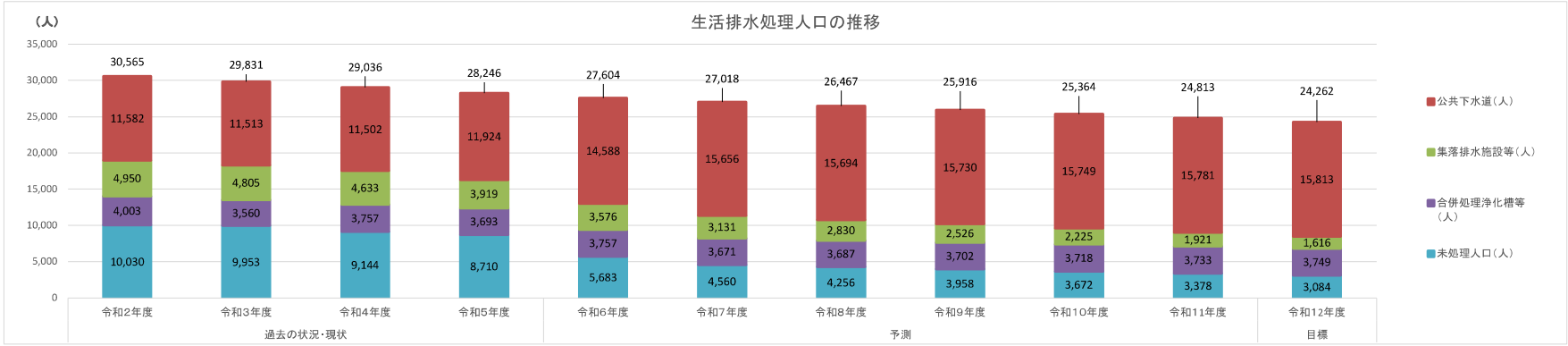
計画期間終了後、処理状況の把握を行い、結果を取りまとめたうえ、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。
また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。
なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

総括表（交付期間における各交付対象事業の概算事業費）

事業種別 施設名称等	事業番号	事業主体 名称	規模		事業期間		交付金交付 期間		総事業費（千円）		交付対象事業費（千円）						備 考	
			単位	開始	終了	開始	終了	複数計画 合算費	現計画での 総事業費	複数計画 合算費	合計	年度	年度	年度	年度	年度		
浄化槽事業等のための整備事業										64,590		64,590	12,150	13,110	13,110	13,110	13,110	
浄化槽設置整備事業	1	北秋田市			R7	R11	R7	R11		64,590		64,590	12,150	13,110	13,110	13,110	13,110	
内 訳			100	基						64,590		64,590	12,150	13,110	13,110	13,110	13,110	
浄化槽整備事業（下記事業を除く）				基								0						
既設の浄化槽改築事業				基								0						
浄化槽災害復旧事業				基								0						
少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業				基								0						
浄化槽整備効率化事業費												0						
公共浄化槽等整備推進事業												0						
内 訳				基								0						
浄化槽整備事業（下記事業を除く）				基								0						
既設の浄化槽改築事業				基								0						
少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業				基								0						
浄化槽整備効率化事業費												0						
合 計									0	64,590	0	64,590	12,150	13,110	13,110	13,110	13,110	

生活排水の処理の実績と予測

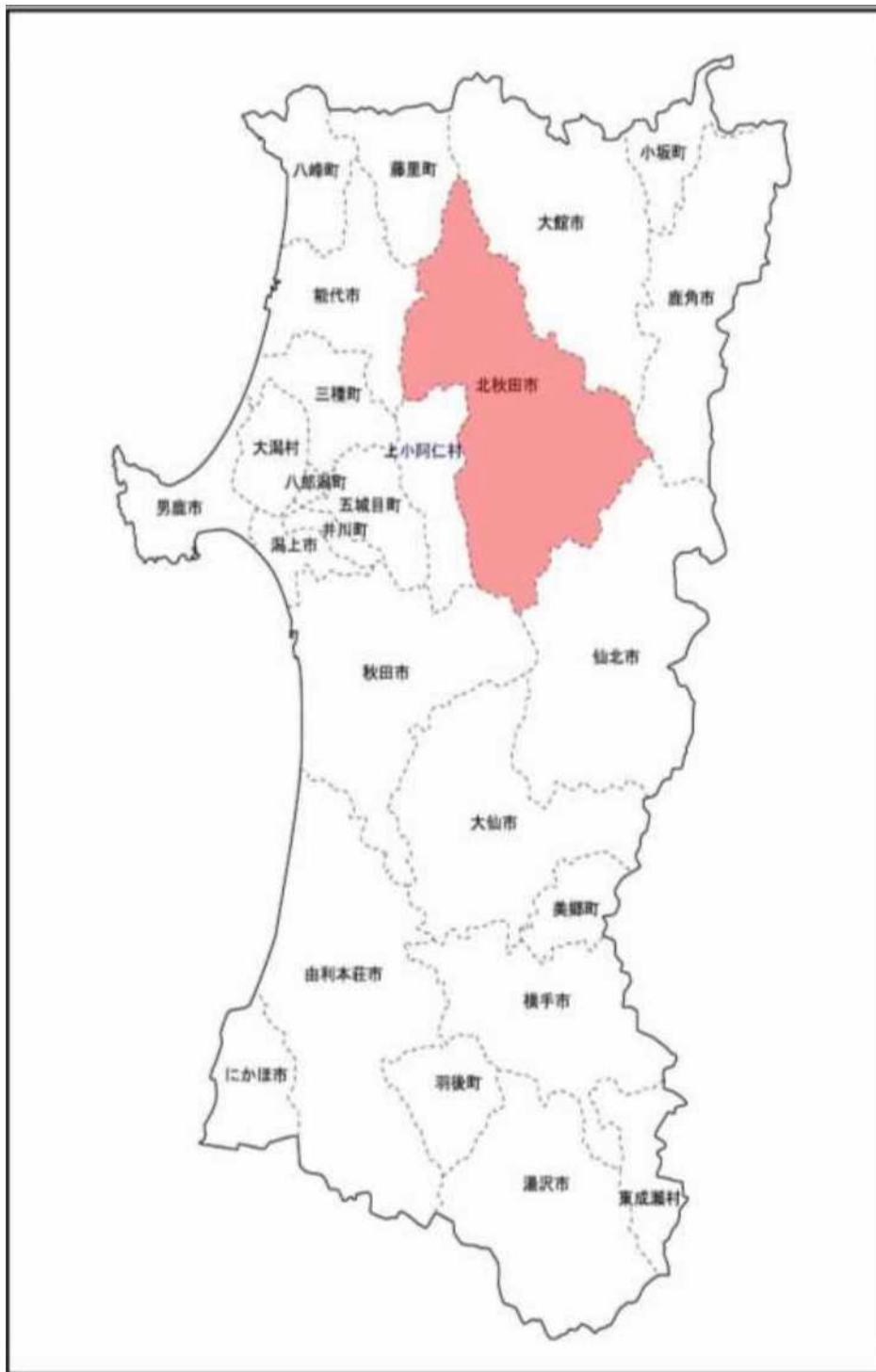
指標・単位		過去の状況・現状				予測						目標
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
総人口（人）		30,565	29,831	29,036	28,246	27,604	27,018	26,467	25,916	25,364	24,813	24,262
公共下水道（人）	污水衛生処理人口	11,582	11,513	11,502	11,924	14,588	15,656	15,694	15,730	15,749	15,781	15,813
	污水衛生処理率又は污水处理人口普及率	37.9%	38.6%	39.6%	42.2%	52.8%	57.9%	59.3%	60.7%	62.1%	63.6%	65.2%
集落排水施設等（人）	污水衛生処理人口	4,950	4,805	4,633	3,919	3,576	3,131	2,830	2,526	2,225	1,921	1,616
	污水衛生処理率又は污水处理人口普及率	16.2%	16.1%	16.0%	13.9%	13.0%	11.6%	10.7%	9.7%	8.8%	7.7%	6.7%
合併処理浄化槽等（人）	污水衛生処理人口	4,003	3,560	3,757	3,693	3,757	3,671	3,687	3,702	3,718	3,733	3,749
	污水衛生処理率又は污水处理人口普及率	13.1%	11.9%	12.9%	13.1%	13.6%	13.6%	13.9%	14.3%	14.7%	15.0%	15.5%
未処理人口（人）	污水衛生未処理人口	10,030	9,953	9,144	8,710	5,683	4,560	4,256	3,958	3,672	3,378	3,084



【添付資料】

別添資料①

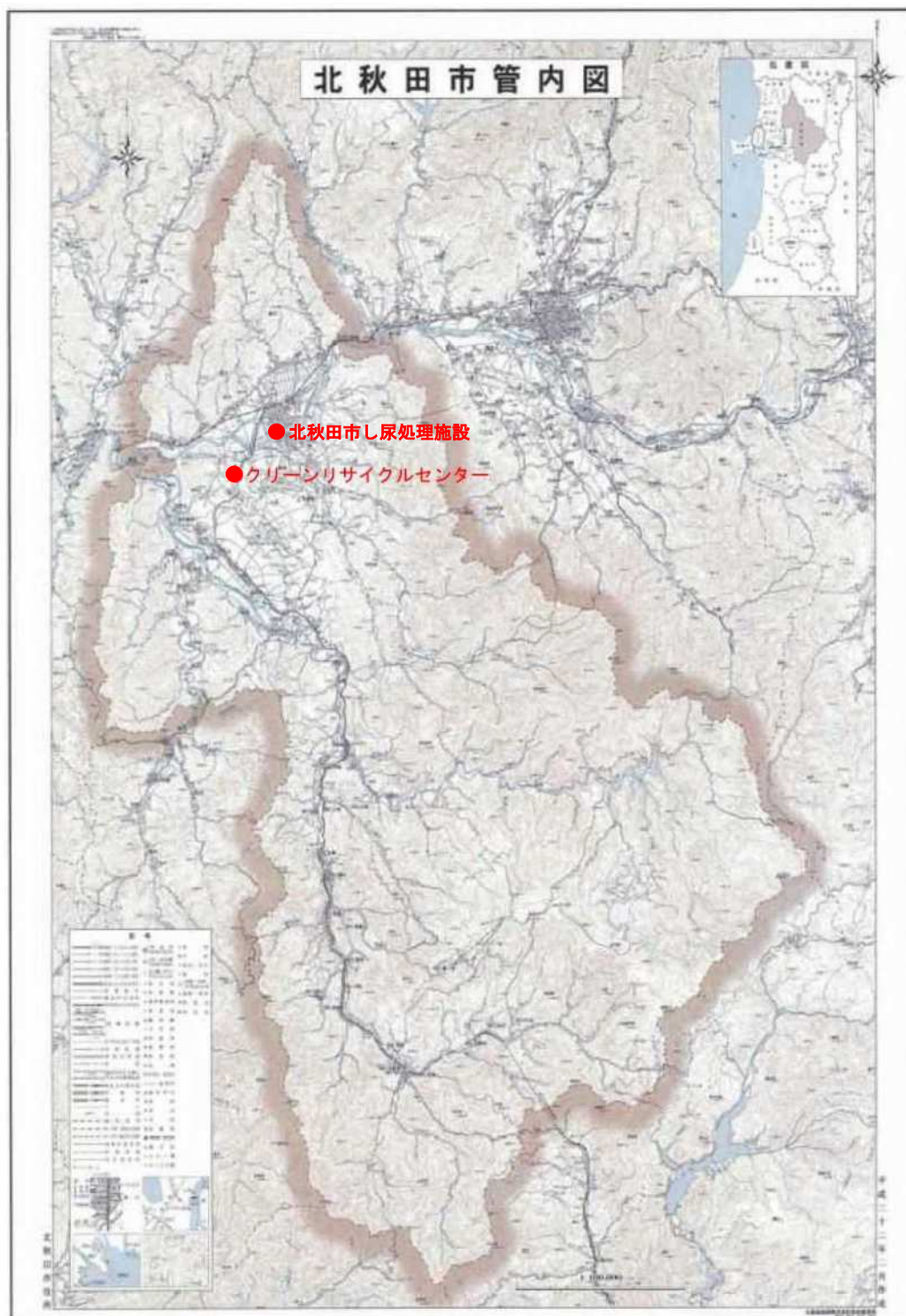
対象地域図



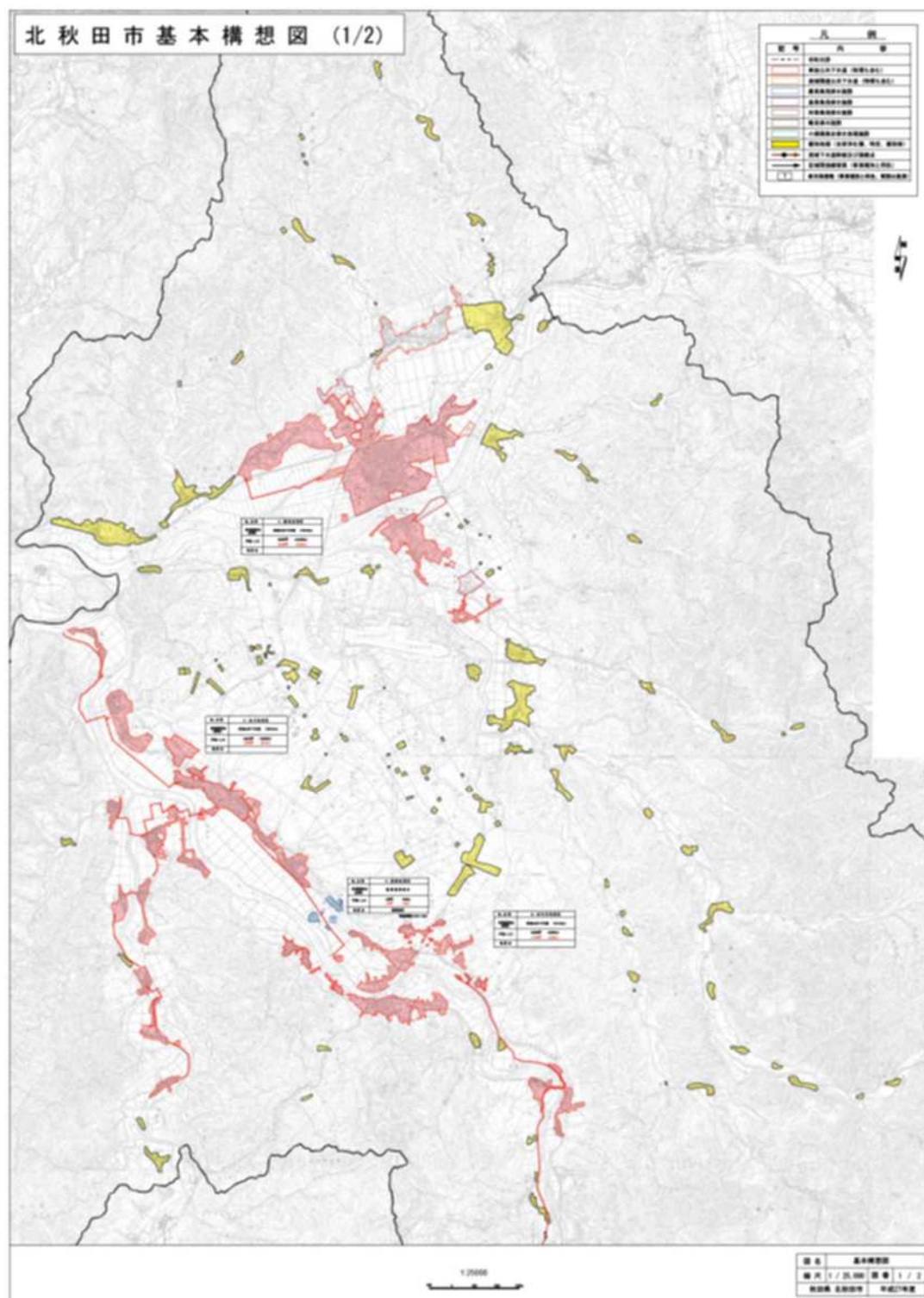
北秋田市「一般廃棄物処理基本計画」

別添資料②

地域内の施設の現況と予定（位置図）



地域内の施設の現況と予定（位置図）【浄化槽 1/2】



[illegible]

現有及び新設予定の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ



別添資料④

国土強靱化地域計画

【北秋田市国土強靱化計画】

北秋田市国土強靱化地域計画

最悪の事態 4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

「下水道施設機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ①下水道施設の耐震化
- ②下水道施設の老朽化対策
- ③下水道における業務継続体制の強化

「農業集落排水施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ④農業集落排水施設の老朽化対策

「浄化槽の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ⑤合併処理浄化槽の促進

「し尿処理施設機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ⑥し尿処理等の協力体制の構築

最悪の事態 4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

「信号機が全面停止する」ことを回避するための推進方針

- ①停電時の信号機減灯対策 ※北秋田警察署

最悪の事態 4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止

「長期にわたり電話、携帯電話の情報伝達機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ①電話施設・設備の強化 ※東日本電信電話株式会社
- ②携帯電話設備等の信頼性向上 ※NTTドコモ株式会社

資料) 北秋田市国土強靱化地域計画 (令和 2 年 11 月(令和 5 年 3 月一部変更))

https://www.city.kitaakita.akita.jp/uploads/public/archive_0000014267_00/kitaakitakyoujinka230322.pdf